

2024年 短期給付金の送金スケジュール

※ A・Bいずれの場合も、通帳には、送金元「郵政共済 短期経理」と印字されます。

A 自動送金の給付金

- ・高額療養費とその附加給付

【注意事項】

- 診療月から、**最短で4か月後が目安**です。
- 次の場合等、送金予定日が遅れます。
 - ・医療機関から共済組合への請求遅れ
 - ・医療機関が作成したレセプトの不備
 - ・レセプトの診療内容審査中の場合
- 自動送金の場合、支給額等の文書によるご案内は行っていませんので、あらかじめご了承ください。
- 自治体の医療費助成を受けている場合（過去に受けていた場合を含む）は、自動送金対象外となることがあります。

診療月	最短送金予定日
2023年 9月	2024年 1月10日(水)
2023年 10月	2024年 2月5日(月)
2023年 11月	2024年 3月5日(火)
2023年 12月	2024年 4月5日(金)
2024年 1月	2024年 5月10日(金)
2024年 2月	2024年 6月5日(水)
2024年 3月	2024年 7月5日(金)
2024年 4月	2024年 8月5日(月)
2024年 5月	2024年 9月5日(木)
2024年 6月	2024年 10月7日(月)
2024年 7月	2024年 11月5日(火)
2024年 8月	2024年 12月5日(木)

B 請求書の提出が必要な給付金

- ・療養費（立替払い、装具、弱視治療用眼鏡）
- ・出産費・出産費附加金
- ・傷病手当金、休業手当金
- ・**自動送金対象外の高額療養費・附加給付**

※送金可能な診療月は左表Aに準ずる

【注意事項】

- 次の場合、送金予定日どおりのお支払にならない場合があるのでご注意ください。
 - ・請求書等の不備
 - ・傷病手当金の初回請求
 - ・登録口座情報の不備
 - ・医療機関からのレセプト到着遅れ
 - ・医療機関が作成したレセプトの不備
 - ・レセプトの診療内容審査中の場合
- 送金確定時には、事前に決定通知をお送りします。

請求締切日(必着)	送金予定日
2023年 11月30日(木)	2024年 1月10日(水)
2023年 12月13日(水)	2024年 1月22日(月)
2023年 12月27日(水)	2024年 2月5日(月)
2024年 1月16日(火)	2024年 2月20日(火)
2024年 1月29日(月)	2024年 3月5日(火)
2024年 2月13日(火)	2024年 3月21日(木)
2024年 2月29日(木)	2024年 4月5日(金)
2024年 3月14日(木)	2024年 4月22日(月)
2024年 3月29日(金)	2024年 5月10日(金)
2024年 4月15日(月)	2024年 5月20日(月)
2024年 4月30日(火)	2024年 6月5日(水)
2024年 5月16日(木)	2024年 6月20日(木)
2024年 5月31日(金)	2024年 7月5日(金)
2024年 6月14日(金)	2024年 7月22日(月)
2024年 6月28日(金)	2024年 8月5日(月)
2024年 7月16日(火)	2024年 8月20日(火)
2024年 7月31日(水)	2024年 9月5日(木)
2024年 8月15日(木)	2024年 9月20日(金)
2024年 8月30日(金)	2024年 10月7日(月)
2024年 9月13日(金)	2024年 10月21日(月)
2024年 9月30日(月)	2024年 11月5日(火)
2024年 10月16日(水)	2024年 11月20日(水)
2024年 10月31日(木)	2024年 12月5日(木)
2024年 11月15日(金)	2024年 12月20日(金)

【参考】2025年 短期給付金の送金スケジュール

診療月	最短送金予定日
2024年 9月	2025年 1月10日(金)
2024年 10月	2025年 2月5日(水)
2024年 11月	2025年 3月5日(水)
2024年 12月	2025年 4月7日(月)

請求締切日(必着)	送金予定日
2024年 11月29日(金)	2025年 1月10日(金)
2024年 12月12日(木)	2025年 1月20日(月)
2024年 12月27日(金)	2025年 2月5日(水)
2025年 1月16日(木)	2025年 2月20日(木)
2025年 1月31日(金)	2025年 3月5日(水)
2025年 2月17日(月)	2025年 3月21日(金)

< 給付担当 >